

東京都准看護師試験受験資格認定申請書類等チェックリスト

チェックリストを参考に提出書類の項目にある書類の準備を行ってください。その際、注意事項欄に書いてあることに留意し準備してください。準備するときは、提出書類欄の□に✓でチェックし、申請時に書類の不備がないようにお願いします。また、事務局使用欄は申請受付担当者が使用いたしますので、申請者は太枠の部分のチェックのみを行ってください。

氏名： _____

【申請時の持ち物】

- 提出書類一式（東京都准看護師試験受験資格認定申請書類等チェックリストを含む。）
- 写真付きの本人確認書類
- 筆記用具

項目	提出書類	注意事項	事務局 使用欄
1	<input type="checkbox"/> 東京都准看護師試験受験資格認定願【様式1】	・申請前6か月以内に脱帽正面で撮影した写真(6cm×4cm)1枚を張り付けること。	
2	<input type="checkbox"/> 本人確認書類	・住民票は、本籍(外国籍の者の場合は国籍等)が記載されており、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する「個人番号」が記載されていないものを提出すること。 ・戸籍抄(謄)本は申請前6か月以内に発行されたものを提出すること。 ・申請書類提出時、出願時、受験時のみ日本へ入国する場合は、パスポートのコピーを提出すること。 ・いずれの書類も原本を持参すること。	
3	<input type="checkbox"/> 医師の診断書【様式2】	・申請前1か月以内に発行されたものを提出すること。 ・日本の医師資格を有する者により発行されたものを提出すること。 ・日本国外で診断を受けた場合は診断医の医師免許証の写しを添付すること。	
4	<input type="checkbox"/> 外国における看護師免許証 <input type="checkbox"/> 外国における看護師免許証の写し <input type="checkbox"/> 外国における看護師免許証の日本語訳	・日本における看護師に相当する資格であり、准看護師に相当する資格ではないこと。 ・看護師資格取得見込では受理できない。 ・免許取得国の大使館、領事館等において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。 ・関係機関ウェブサイトからダウンロードした場合はURLを明記すること。 ・外国で取得した看護師免許証の有効期限が切れている場合は更新し、有効期限内のものを用意すること。	
5	<input type="checkbox"/> 外国における資格試験の合格証又は合格証明書 <input type="checkbox"/> 外国における資格試験の合格証又は合格証明書の写し <input type="checkbox"/> 外国における資格試験の合格証又は合格証明書の日本語訳	・免許取得国の大使館、領事館等において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。 ・関係機関ウェブサイトからダウンロードした場合はURLを明記すること。 ・国家試験又はこれと同等の制度が確立していない場合は、その旨を根拠法令の関係条文で確認できること。	
6	<input type="checkbox"/> 卒業した外国看護師学校養成所の卒業証書又は卒業証明書 <input type="checkbox"/> 卒業した外国看護師学校養成所の卒業証書又は卒業証明書の写し <input type="checkbox"/> 卒業した外国看護師学校養成所の卒業証書又は卒業証明書の日本語訳	・免許取得国の大使館、領事館等において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。 ・関係機関ウェブサイトからダウンロードした場合はURLを明記すること。 ・卒業時と異なる学校養成所名で発行された卒業証明書の場合は、校名変更を証明する書類(当該校の施設長による証明書等)を提出すること。	
7	<input type="checkbox"/> 卒業した外国看護師学校養成所の学業成績書又は学業成績証明書 <input type="checkbox"/> 卒業した外国看護師学校養成所の学業成績書又は学業成績証明書の写し <input type="checkbox"/> 卒業した外国看護師学校養成所の学業成績書又は学業成績証明書の日本語訳	・他校から移行単位がある場合、単位を取得した学校の書類(項目6、7、8)を併せて提出すること。 ・免許取得国の大使館、領事館等において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。 ・関係機関ウェブサイトからダウンロードした場合はURLを明記すること。 ・講義だけでなく、臨地実習についても修了状況が確認できる内容であること。 ・卒業時と異なる学校養成所名で発行された卒業証明書の場合は、校名変更を証明する書類(当該校の施設長による証明書等)を提出すること。	

項目	提出書類	注意事項	事務局 使用欄
8	<input type="checkbox"/> 教育内容、時間数、単位数が記載された書類 <input type="checkbox"/> 教育内容、時間数、単位数が記載された書類の日本語訳	<ul style="list-style-type: none"> ・単位制であっても必ず時間数に換算すること(換算方法は、当該施設長の署名のある書面を提出すること。) ・教育内容は全体の概要ではなく、履修した科目ごとに明示されていること。 ・免許取得国の大使館、領事館等において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。 ・講義(学内実習及び演習を含む。)だけでなく、臨地実習についても修了状況が確認できる内容であること。 ・履修科目は項目9の日本語訳と一致していること。 ・教育内容の書類は当該施設長の証明のあるものに限る(施設長の署名が記入されていること。学校印は不可とする。) ・教育内容、時間数は、講義と臨地実習の別がわかるように記載されていること。 ・項目9で証明されている全ての履修科目は教育内容、単位数、時間数を明らかにすること。 ・在学当時(西暦何年)に履修した教育内容であることが示されていること。 ・当該校ウェブサイトからダウンロードした場合はURLを明記すること(施設長の証明のあるものを提出する。) 	
9	<input type="checkbox"/> 教育内容及び履修時間の対照表【様式3】	<ul style="list-style-type: none"> ・教育内容は基礎科目、専門基礎科目、専門科目の別が分かるようにすること。 ・単位制であっても、必ず時間数に換算すること(換算方法は、当該施設長の署名のある書面を提出する。) ・免許取得要件である教育内容が対象となるため、免許取得後の教育は対象とならない。 ・所定様式が2枚以上にわたっても構わない。 ・講義(学内実習及び演習を含む。)と臨地実習を区別すること。 ・項目8で証明されている全ての履修科目は教育内容、単位数、時間数を明らかにすること。 ・履修科目は項目8の日本語訳と一致していること。 	
10	<input type="checkbox"/> 卒業した外国看護師学校養成所の施設現況書【様式4】	<ul style="list-style-type: none"> ・在学当時の状況を記載し、「年 月 日時点」と当時の日付を記入すること(入学から卒業までの期間内の日付であること。) ・提出書類は免許取得国の大使館、領事館等において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。 ・施設長の署名があること。 ・養成所名は履歴書、卒業証書等に記載されている表記と統一すること。 	
11	<input type="checkbox"/> 根拠法令の関係条文の抜粋 <ul style="list-style-type: none"> ・以下の内容の条文を提出すること。 <input type="checkbox"/> 法律の目的 <input type="checkbox"/> 資格の定義 <input type="checkbox"/> 免許 <input type="checkbox"/> 欠格事由 <input type="checkbox"/> 籍の登録 <input type="checkbox"/> 免許の交付及び免許証の交付(更新) <input type="checkbox"/> 免許登録の要件 <input type="checkbox"/> 免許取り消し又は業務停止処分の手続き <input type="checkbox"/> 国家試験の受験資格 <input type="checkbox"/> 看護師の業務 <input type="checkbox"/> 養成所の規定・基準 <input type="checkbox"/> 養成機関の入学資格 <input type="checkbox"/> 根拠法令の関係条文の抜粋の日本語訳	<ul style="list-style-type: none"> ・抜粋箇所が分かるように明記すること。 ・免許取得時と現行の根拠法令の関係条文を提出すること。 ・提出書類は免許取得国の大使館、領事館等において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。 ・文献から引用した場合は出典を明記すること。 ・関係機関ウェブサイトからダウンロードした場合はURLを明記すること。 	
12	<input type="checkbox"/> 外国看護師学校養成所が認可されていることが証明できる書類(パンフレットや施設長の証明等) <input type="checkbox"/> 外国看護師学校養成所が認可されていることが証明できる書類の日本語訳	<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット又は証明書のいずれかの書類の提出でよい。 ・卒業した外国看護師学校養成所が当該国又は州政府などによって正式に認可されたことが示されている書類を提出すること。 ・在学当時に認可されていた状況が確認できること。 ・提出書類は免許取得国の大使館、領事館等において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。 ・パンフレット・証明書は当該施設長の証明のあるものを提出すること(施設長の署名が記入されていること。学校印は不可とする。) ・当該校ウェブサイトからダウンロードした場合はURLを明記すること。その場合も、当該施設長の署名のあるものに限る。 	
13	<input type="checkbox"/> 日本語能力試験N1の認定書又は成績書 <input type="checkbox"/> 日本語能力試験N1の認定書又は成績書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・日本の中学校、高等学校を卒業している者は当該提出書類は不要である。 ・認定書又は成績書の提出ができない場合、「日本語能力試験N1認定結果及び成績に関する証明書」を提出すること。 ・平成21年12月までの認定区分である日本語能力試験1級も可とする。 	